

福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備第44回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：6,428百万円 国費4,766百万円

※福島県、9市町村、1組合（20事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○原子力災害被災地域事業所整備等支援事業

・大熊町等において、事業所の整備等を行います。

《5,050百万円（3,787百万円）（2町2事業）》

○水道施設整備事業

・浪江町等において、水道施設の整備を行います。

《897百万円（598百万円）（1町1組合2事業）》

○農山村地域復興基盤総合整備事業

・南相馬市等において、農地等の整備を行います。

《157百万円（135百万円）（1県3町村5事業）》

○移住・定住促進事業

・南相馬市において、新たな住民の移住・定住促進に資する施策を行います。

《7百万円（6百万円）（1市1事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備（第44回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先：復興庁原子力災害復興班（加速化交付金担当）

担当：北條

電話：03-6328-0255

復興庁原子力災害復興班（移住等促進担当）

担当：中山

電話：03-6328-0252

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第58回）《帰還・移住等環境整備
（第44回）》市町村等別交付可能額

(単位:百万円)

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
田 村 市	1 6	1 2
南 相 馬 市	7 0	5 3
広 野 町	8	5
檜 葉 町	8	6
富 岡 町	7 4	5 8
大 熊 町	5, 0 2 3	3, 7 7 0
双 葉 町	5 0	5 0
浪 江 町	8 7 5	5 8 6
飯 舘 村	4 6	3 8
福 島 県	2 0 0	1 5 0
双葉地方水道企業団	5 8	3 8
計 (県、9市町村及び1組合)	6, 4 2 8	4, 7 6 6

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第58回)《帰還・移住等環境整備(第44回)》 市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

田村市

- 事業番号:41(農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策事業))
- ・農産物振興施設整備事業《新規》 【16百万円(12百万円)】

双葉町

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農業水利施設等保全再生事業 双葉町 【50百万円(50百万円)】

南相馬市

- 事業番号:42(農業基盤整備促進事業)
- ・農業基盤整備促進事業 北沢・放森地区《新規》 【63百万円(47百万円)】
- 事業番号:49(移住・定住促進事業)
- ・空き家活用及び住宅購入・賃貸改修等支援事業 【7百万円(6百万円)】

浪江町

- 事業番号:20(水道施設整備事業)
- ・浪江町水道施設整備事業 【839百万円(559百万円)】
- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備支援事業)
- ・産学官連携施設整備事業《新規》 【36百万円(27百万円)】

広野町

- 事業番号:10(都市防災推進事業)
- ・復興まちづくり拠点形成事業(都市防災総合推進事業)《新規》 【8百万円(5百万円)】

飯館村

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・飯館村産業団地整備事業 小宮地区《新規》 【33百万円(25百万円)】

大熊町

- 事業番号:47(原子力災害被災地域事業所整備支援事業)
- ・大熊町産業交流施設整備事業(基金型)《新規》 【5,014百万円(3,760百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農地整備事業 矢川原地区(基金型) 【70百万円(53百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・農業用機械施設等 南相馬市 【114百万円(86百万円)】

福島再生加速化交付金(第58回)《帰還・移住等環境整備(第44回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)
20	水道施設整備事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

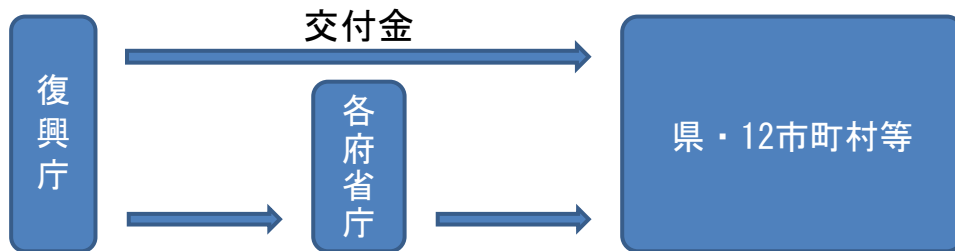
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

福島復興再生拠点、災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業